

1. レセプト写し提出後の調整依頼（返金および追加徴収）

概 要

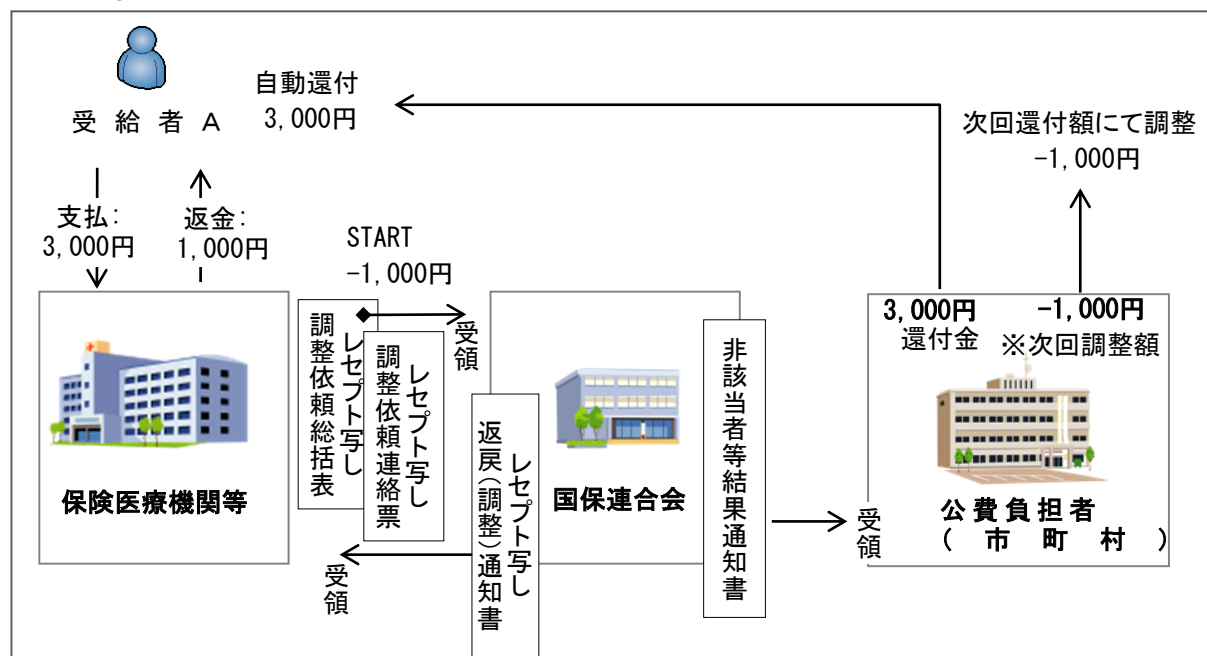
レセプト及びレセプト写しを提出した後に、審査支払機関による査定や返戻等により、受給者に対し返金または追加徴収を行った場合は、「レセプト写し調整依頼総括表」及び「レセプト写し調整依頼連絡票」を作成していただき、国保連合会への情報提供をお願いいたします。国保連合会は、当該資料を元に市町村に対し返金および追加徴収の情報（非該当者等結果通知書）を提供し、市町村はその情報を用いて受給者への支給額の調整を行います。また、医療機関等に対しても、レセプト写し返戻（調整）内訳書を作成し、送付いたします。

処理フロー（※詳細なフロー図は2ページ参照）

Point

調整依頼総括表・連絡票の提出時期は、返金または追加徴収を行った後、直近の10日までに提出します。
※返金（追加徴収）の事実が生じていない場合は、提出を行う必要はありません。

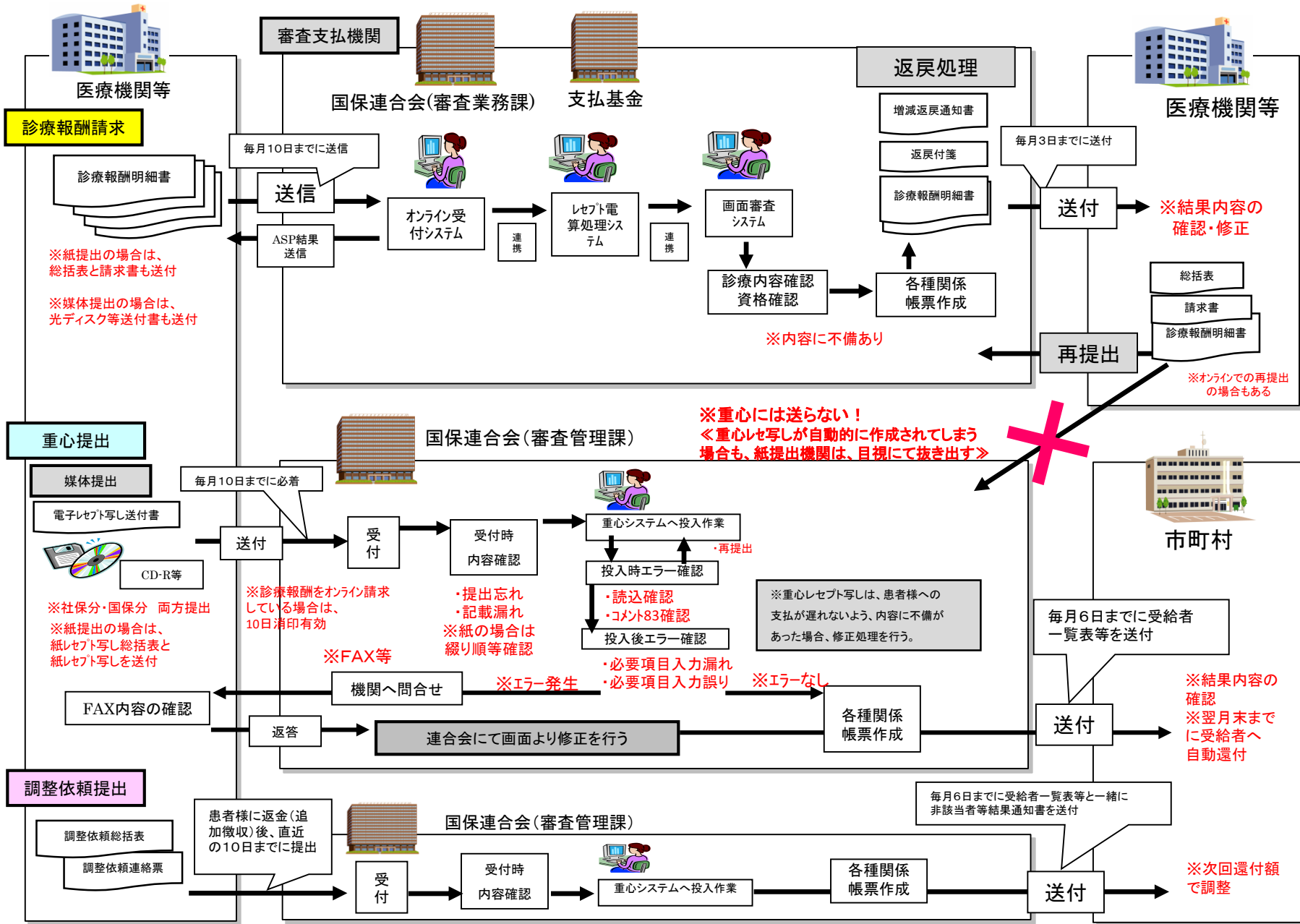
例）
・R2.4月15日返金
・R2.5月10日提出



※提出したレセプト写しの内容と異なる一部負担金を受給者へ請求して受領した場合も、この処理に準じます。

2.医療機関等からの重心調整依頼総括表・連絡票提出及び診療報酬明細書返戻再請求の流れ(参考)

(例:オンライン請求機関)



3-1. レセプト写し調整依頼総括表の作成方法

「レセプト写し調整依頼連絡票」を参考に、公費負担者番号ごとに合計を記載した、「レセプト写し調整依頼総括表」を作成することとなります。

毎月10日までに国保連合会へ郵送していただくレセプト写し(磁気媒体または紙媒体)に同封して送付をお願いいたします。

※帳票につきましてはExcel形式の電子ファイルで提供いたします。ダウンロードして印刷してください。(ダウンロード先はP.8を参照)

※ダウンロードできない場合は、国保連合会より郵送いたしますのでご連絡をお願いいたします。

① 提出年月を記載
※診療年月ではないので注意

② 保険医療機関等番号
を10桁で記載

※先頭から3桁目は、
点数表コードを記載
医科:1 歯科:3
調剤:4 訪問:6

レセプト写し調整依頼総括表
(重度心身障害者医療費助成用)

提出年月
平成 年 月

保険医療機関等コード
1 9

保険医療機関等所在地及び名称

印

担当者及びデータ内容に係る問い合わせ電話番号

担当者 tel

市町村名	公費負担者番号	調整件数	調整点数	調整金額
1	8319			
2	8319			
3	8319			
4	8319			
5	8319			
6	8319			
7	8319			
8	8319			
9	8319			
10	8319			
11	8319			
12	8319			
13	8319			
14	8319			
15	8319			
16	8319			
17	8319			
18	8319			
19	8319			
20	8319			
21	8319			
22	8319			
23	8319			
24	8319			
25	8319			
26	8319			
27	8319			
28	8319			
29	8319			
30	8319			
合計				

Point

- ① 公費負担者番号順に記載(6ページ参照)
- ② 同じ公費負担者番号で返金と追加徴収があった場合は、合計して記載
- ③ 返金の場合は、連絡票と同様ー(マイナス)表記で記載
- ④ 訪問の場合、調整点数は金額で記載

③ 医療機関等情報を記載し、捺印

④ 担当者名(記入者)と問合せ先電話番号を記載

Point

【綴り順】

- ① 総括表(先頭)
 - ② 連絡票(公費負担者番号順)
- ※5ページ参照

⑤ 調整依頼連絡票の公費負担者番号を確認し、その市町村ごとの合計件数と合計点数、合計金額を記載

⑥ 該当月の全市町村分の合計件数、合計点数、合計金額を記載

3-2. レセプト写し調整依頼連絡票の作成方法

医療機関等から受給者に返金または追加徴収を行った場合の調整依頼については、右記の帳票へ記載してのご連絡をお願いいたします。

※帳票につきましてはExcel形式の電子ファイルで提供いたします。ダウンロードして印刷してください。（ダウンロード先はP.8を参照）

※ダウンロードできない場合は、国保連合会より郵送いたしますのでご連絡をお願いいたします。

Point1

・調整点数は、前回提出した点数から変更があった場合に記載します。

点数が変わらない場合は記載不要です。

【点数が変わらない事例】

- ・給付割合誤り
- ・負担金誤り

Point2

・返金の場合は－（マイナス）表記で記載します。

【事例】

- ・調整点数 －300
- ・調整金額 －900

② 該当者の情報を記載

- ・診療年月
- ・公費負担者番号
- ・公費受給者番号
- ・保険者番号(右詰めで記載)
- ・保険種別
(社保/国保/後期/退職)
- ・本人家族入外区分

③ 調整依頼内容を記載

- ・調整依頼内容
(返金または追加徴収を選択)
- ・調整点数
- ・調整金額
- ・備考(内容を記載)

レセプト写し調整依頼連絡票
(重度心身障害者医療費助成用)

① 保険医療機関等
番号を記載

保険医療機関等コード
1 9

対象者情報

診療年月
平成 年 月

公費負担者番号
8 3 1 9

公費受給者番号

保険者番号

医療保険種別(該当項目に○)
1. 被用者保険(社保) 2. 国保 3. 後期高齢者 4. 退職

本人家族入外区分(該当項目に○)
1. 本人(世帯主)入院 2. 本人(世帯主)外来 3. 未就学者入院 4. 未就学者外来 5. 家族(その他)入院 6. 家族(その他)外来 7. 高齢受給者一般(低所得)入院 8. 高齢受給者一般(低所得)外来 9. 高齢受給者割入院 10. 高齢受給者割外来

Point3
・本人家族入外区分は、
レセプトの右上を参照する。

調整金額等情報

調整依頼内容(該当項目に○)
返金 / 追加徴収

窓口徴収額の増減調整
調整点数 点 調整金額 円

※査定等により生じた請求点数及び窓口徴収額の差分を記載してください。
※追加徴収の場合は整数表記、返金の場合は－（マイナス）表記で記載してください。

備考

4.レセプト写し調整依頼総括表・連絡票の綴り方

- ・先頭にレセプト写し調整依頼総括表を綴ります。
- ・公費負担者番号順にレセプト写し調整依頼連絡票を綴ります。
- ・左上で綴ります。(ホッチキス留め可)

【例題】

- ・甲府市(83190017):3件
- ・大月市(83190066):5件

先頭

レセプト写し調整依頼総括表
(重度心身障害者医療費助成用)

提出年月
平成 年 月

保険医療機関等コード
1 9

保険医療機関等所在地及び名称

担当者及びデータ内容に係る問い合わせ電話番号

担当者

市町村名 公費負担者番号	調整件数	調整点数	調整金額	市町村名 公費負担者番号	調整件数	調整点数	調整金額
1 8319				15 8319			
2 8319				16 8319			
3 8319				17 8319			
4 8319				18 8319			
5 8319				19 8319			
6 8319				20 8319			
7 8319				21 8319			
8 8319				22 8319			
9 8319				23 8319			
10 8319				24 8319			
11 8319				25 8319			
12 8319				26 8319			
13 8319				27 8319			
14 8319				色 計			

甲府市(83190017)が3件

レセプト写し調整依頼連絡票
(重度心身障害者医療費助成用)

保険医療機関等コード
1 9

対象者情報

診療年月
平成 年 月

公費負担者番号
8 3 1 9

公費受給者番号

保険者番号

医療保険種別(該当項目に○)
1. 常習者保険(社保) 2. 国民健康保険 3. 後期高齢者 4. 退院

本人家族入外区分(該当項目に○)
1. 本人(世帯主)入院 2. 本人(世帯主)外来 3. 未就学者入院 4. 未就学者外来 5. 家族(その他)入院 6. 家族(その他)外来 7. 高齢受給者一般(低所得)入院 8. 高齢受給者一般(低所得)外来 9. 高齢受給者7割入院 10. 高齢受給者7割外来

調整金額等情報

調整依頼内容(該当項目に○)
返金 / 追加徴収

窓口徴収額の増減調整
調整点数 点 調整金額 円

※査定等により生じた請求点数及び窓口徴収額の差を記載してください。

公費負担者番号の中は順不同
《診療年月・調整依頼内容 等》

大月市(83190066)が5件

レセプト写し調整依頼連絡票
(重度心身障害者医療費助成用)

保険医療機関等コード
1 9

対象者情報

診療年月
平成 年 月

公費負担者番号
8 3 1 9

公費受給者番号

保険者番号

医療保険種別(該当項目に○)
1. 常習者保険(社保) 2. 国民健康保険 3. 後期高齢者 4. 退院

本人家族入外区分(該当項目に○)
1. 本人(世帯主)入院 2. 本人(世帯主)外来 3. 未就学者入院 4. 未就学者外来 5. 家族(その他)入院 6. 家族(その他)外来 7. 高齢受給者一般(低所得)入院 8. 高齢受給者一般(低所得)外来 9. 高齢受給者7割入院 10. 高齢受給者7割外来

調整金額等情報

調整依頼内容(該当項目に○)
返金 / 追加徴収

窓口徴収額の増減調整
調整点数 点 調整金額 円

※査定等により生じた請求点数及び窓口徴収額の差を記載してください。

※追加徴収の場合は徴収額、返金の場合は「マイナス」表記で記載してください。

公費負担者番号の中は順不同
《診療年月・調整依頼内容 等》

5.レセプト写し調整依頼総括表(連絡票)の記載事例

【例題】

- ・重心レセ写し:H27. 4月分
- ・算定誤りがあり、患者様に5/15返金(600円) << 誤:1,000点×3割=3,000円 正:800点×3割=2,400円 >>
- ・調整依頼を6/10に連合会へ提出

重心様式第2-6号

レセプト写し調整依頼総括表

(重度心身障害者医療費助成用)

提出年月
平成 27 年 6 月

保険医療機関等コード
1 9 1 1 2 3 4 5 6 7

保険医療機関等所在地及び名称

担当者及びデータ内容に係る問い合わせ電話番号

担当者

提出年月を記載するので、平成27年6月 を記載

市町村名	公費負担者番号	調整点数	調整金額	市町村名	公費負担者番号	調整点数	調整金額
1	83190017	1	-200	8319			
2	8319			8319			
3	8319			8319			
4	8319			8319			
5	8319			8319			
6	8319			8319			
7	8319			8319			
8	8319			8319			
9	8319			8319			
10	8319			8319			
11	8319			8319			
12	8319			8319			
13	8319			8319			
14	8319			8319			
				合 計	1	-200	-600

返金を行ったので、調整した点数、返金額をマイナス(-)で記載

合計欄にも同じようにマイナス(-)で記載

重心様式第2-5号

レセプト写し調整依頼連絡票

(重度心身障害者医療費助成用)

診療年月を記載
平成 27 年 4 月

保険医療機関等コード
1 9 1 1 2 3 4 5 6 7

対象者情報

診療年月
平成 27 年 4 月

公費負担者番号
8 3 1 9 0 0 1 7

公費受給者番号
1 2 3 4 5 6 7

保険者番号
1 9 0 0 1 7

医療保険種別 (該当項目に○)
① 被用者保険 (社保)
② 国民健康保険
③ 後期高齢者
④ 退院

本人家族入外区分 (該当項目に○)
① 本人 (世帯主) 入院
② 本人 (世帯主) 外来
③ 未就学者入院
④ 未就学者外来
⑤ 家族 (その他) 入院
⑥ 家族 (その他) 外来
⑦ 高齢受給者一般 (世帯主) 入院
⑧ 高齢受給者一般 (世帯主) 外来
⑨ 高齢受給者7割入院
⑩ 高齢受給者7割外来

レセプトイメージ
1 医科 1 国保 1 単独 2 本外
1 9 0 0 1 7 1 2 3 4 5 6 7

保険者番号は右詰めで記載

本人家族入外区分は、レセプトの右上を参照

調整依頼内容 (該当項目に○)
① 返金 / ② 追加徴収

窓口徴収額の増減調整
調整点数 -200 調整金額 -600 円

返金を行ったので、調整した点数、返金額をマイナス(-)で記載

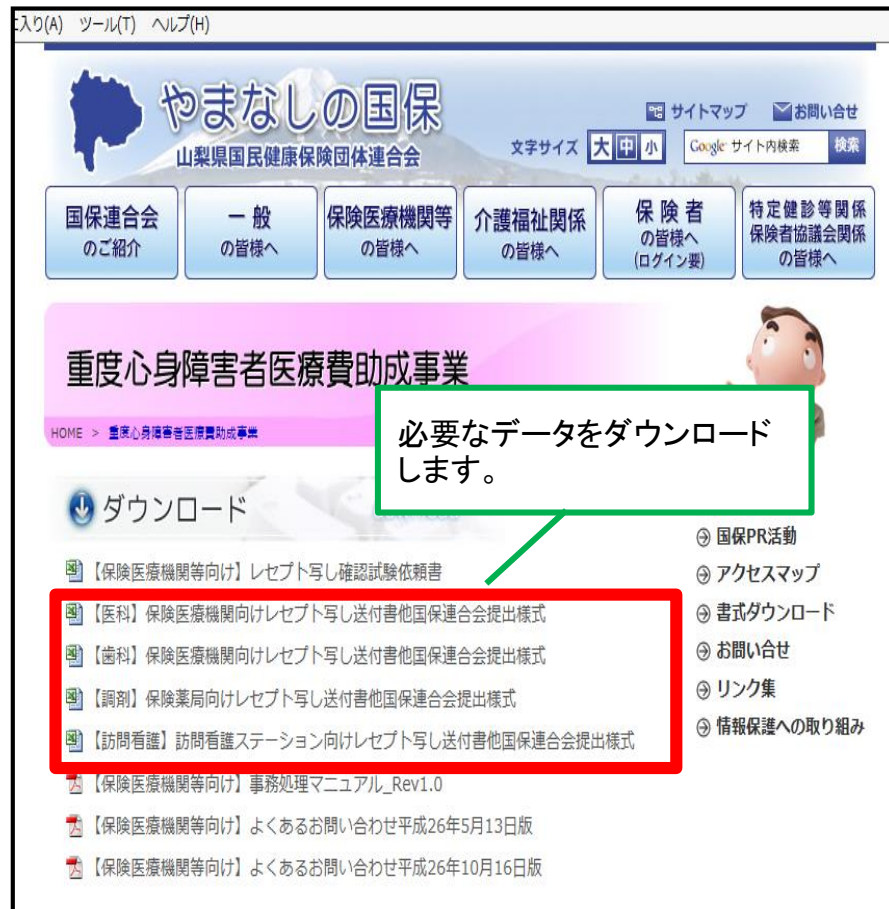
6.公費負担者番号一覧

重度心身障害者医療費助成制度の公費負担者番号(順)は以下となります。

市町村名	コード	市町村名	コード
甲 府 市	83190017	身 延 町	83190736
富 士 吉 田 市	83190025	南 部 町	83190744
都 留 市	83190041	昭 和 町	83190793
山 梨 市	83190058	道 志 村	83190975
大 月 市	83190066	西 桂 町	83190983
韮 崎 市	83190074	忍 野 村	83190991
南アルプス市	83190082	山 中 湖 村	83191007
北 杜 市	83190090	鳴 沢 村	83191049
甲 斐 市	83190108	小 菅 村	83191064
笛 吹 市	83190116	丹 波 山 村	83191072
上 野 原 市	83190124	富 士 河 口 湖 町	83191080
甲 州 市	83190132	市 川 三 郷 町	83191098
中 央 市	83190140	富 士 川 町	83191106
早 川 町	83190728		

7.帳票類ダウンロード用Webサイト

山梨県国民健康保険団体連合会のホームページ(<http://www.ymnkokuhho.or.jp>)に公開しておりますので、情報のダウンロードをお願いいたします。



8. 医療機関等からの質問①

医療機関等からのよくある質問について、以下にまとめます。

事例	質問内容	回答内容
1	診療報酬明細書(以下、レプトとする)が審査支払機関より査定になった。 重心はどのような処理を行えばよいのか？ ※請求点数1,000点、査定点数－300点、給付割合7割(3割) 患者様窓口負担額：1,000点×3割＝3,000円	・重心レセ写しは、傷病名や診療内容が空欄でもよいため、診療内容の確認を行っていません。そのため、レプトと違い査定されることなく、市町村から患者様へ自動還付されます。 ※自動還付額：1,000点×3割＝3,000円 ・医療機関等において、患者様に返金したという事実が生じたら直近の10日までに国保連合会へ調整依頼総括表・連絡票の提出をお願いいたします。 【処理流れ（例：H27.4/10に重心レセ写しを提出）】 ①H27.4/15 患者様に返金。（返金額：300点×3割＝900円） ②H27.5/10 国保連合会へ調整依頼総括表・連絡票を提出。
2	レプトが審査支払機関より返戻になった。 返戻内容は、傷病名漏れ。 重心はどのような処理を行えばよいのか？	・重心レセ写しは、傷病名や診療内容が空欄でもよいため、診療内容の確認を行っていません。 ・そのため、傷病名漏れやコメント漏れ等、患者様の支払額に影響がないものについては、調整依頼総括表・連絡票を提出する必要はありません。 ※重心のレセ写しも再度提出する必要はありません。 ・なお、重心レセ写しを返戻する場合は、重心様式6-5号『レセプト写し返戻(調整) 内訳書』が医療機関等へ届きます。
3	レプトが審査支払機関より返戻になった。 返戻内容は、給付割合誤り。 重心はどのような処理を行えばよいのか？ ※請求点数1,000点、 誤：給付割合7割(3割) 窓口負担額：1,000点×3割＝3,000円 本家区分『0』 正：給付割合9割(1割) 窓口負担額：1,000点×1割＝1,000円 本家区分『8』	・重心レセ写しは、国保連合会では資格確認を行っていません。 (資格情報が無いため確認を行えません。) ・そのため、レプトと違い返戻されることなく、市町村から患者様へ自動還付されます。 ※自動還付額：1,000点×3割＝3,000円 ・医療機関等において、患者様に返金したという事実が生じたら直近の10日までに国保連合会へ調整依頼総括表・連絡票の提出をお願いいたします。 【処理流れ（例：H27.3/10に重心レセ写しを提出）】 ①H27.4/15 患者様に返金。（返金額：1,000点×2割＝2,000円） ②H27.5/10 国保連合会へ調整依頼総括表・連絡票を提出。 ※なお、重心のレセ写しを再度提出する必要はありません。重複提出となってしまいます。
4	事例3の場合で調整依頼連絡票を提出する際の記載方法について教えてほしい。 ①対象者情報の本家区分記載は、訂正前（誤）と訂正後（正）どちらを記載すればよろしいでしょうか？ ②点数変更はないので調整点数欄は空欄でよいのか？	①前回提出情報（訂正前：誤）の記載をお願いいたします。 ※事例3の場合は、『0』となります。 ②お考えのとおりです。 ※調整点数は、前回提出した点数より変更になった場合のみ記載します。

8. 医療機関等からの質問②

事例	質問内容	回答内容
5	レプトが審査支払機関より返戻になった。 返戻内容は、特記事項誤りと負担金誤り。 重心はどのような処理を行えばよいか？ ※請求点数50,000点、給付割合7割(3割) 誤：特記事項『29』、窓口負担額：57,600円 正：特記事項『30』、窓口負担額：35,400円 ※差額：57,600円－35,400円＝22,200円	・重心レセ写しは、国保連合会では資格（所得区分）確認を行っていません。（資格情報が無いため確認を行えません。） ・そのため、レプトと違い返戻されることなく、市町村から患者様へ自動還付されます。 ※自動還付額：57,600円 ・医療機関等において、患者様に返金したという事実が生じたら直近の10日までに国保連合会へ調整依頼総括表・連絡票の提出をお願いいたします。 【処理流れ（例：H27.4/10に重心レセ写しを提出）】 ①H27.5/1 患者様に返金。（返金額：22,200円） ②H27.5/10 国保連合会へ調整依頼総括表・連絡票を提出。 ※なお、重心のレセ写しを再度提出する必要はありません。重複提出となってしまいます。 ※点数変更はないため、総括表・連絡票の調整点数欄は空欄となります。
6	重心レセ写しを間違ったデータで連合会へ提出をした。 まだ患者様に返金（追加徴収）をしていないが、調整依頼総括表・連絡票を先に提出してもよいのか？	必ず、患者様に返金（追加徴収）したという事実が生じたら直近の10日までに国保連合会へ調整依頼総括表・連絡票の提出をお願いいたします。
7	重心レセ写しを提出する前に算定漏れをしてしまったことに気付き、正しいデータに修正し連合会へ提出をした。 患者様からも正しい金額でもらっている。 調整依頼を提出する必要がありますか？	連合会に正しいデータ（重心レセ写し）を提出しているため、調整依頼総括表・連絡票を提出する必要はありません。
8	重心レセ写しを提出する前に算定漏れをしてしまったことに気付き、正しいデータに修正し連合会へ提出をした。 患者様からまだ追加徴収をしていない。 調整依頼を提出する必要がありますか？	・連合会に正しいデータ（重心レセ写し）を提出しているため、調整依頼総括表・連絡票を提出する必要はありません。 ・ただ、連合会に提出したデータと窓口負担額に相違があるため、必ず患者様より差額分の徴収を行っていただくようお願いいたします。 ・なお、重心レセ写しを提出した翌月までに、追加徴収ができなかった場合は、一部金額未納となりますので、未納情報表の提出をお願いいたします。 【処理流れ（例：H27.4/10に重心レセ写しを提出）】 ①H27.4/10 連合会へ正しいデータ(重心レセ写し)を提出。 ②H27.5/10 未納情報表を提出（追加徴収ができなかった場合）。 ※5/10までに、患者様から徴収できた場合は、何もする必要なし。 ③H27.5/16 連合会から市町村へ未納情報表を発送し患者様への支払をストップしてもらう。
9	重心レセ写しを提出する前に算定の誤りがあったことに気付き、正しいデータに修正し連合会へ提出をした。 患者様へまだ返金をしていない。 調整依頼を提出する必要がありますか？	・連合会に正しいデータ（重心レセ写し）を提出しているため、調整依頼総括表・連絡票を提出する必要はありません。 ・ただ、連合会に提出したデータと窓口負担額に相違があるため、必ず患者様より差額分の返金を行っていただくようお願いいたします。

8. 医療機関等からの質問③

事例	質問内容	回答内容
10	重心レセ写しを間違ったデータで連合会へ提出をした。 (内容は診療内容算定誤り。) 請求点数は変更になるが、患者様の支払額は変更しない。 調整依頼を提出する必要がありますか？ ※請求点数15,000点→16,000点(1,000点増点)、後期高齢、 給付割合9割(1割)、患者様窓口負担額：12,000円	・患者様の支払額に影響がないものについては、調整依頼総括表・連絡票を提出する必要はありません。 ※重心のレセ写しも再度提出する必要はありません。
11	重心レセ写しを間違ったデータで連合会へ提出をした。 (内容は、特定疾病療養受領証：特記『02長』の入力忘れ) 特記『02長』を入力することにより患者様の支払額に変更があるが、調整依頼を提出する必要がありますか？	・患者様に返金したという事実が生じたら直近の10日までに国保連合会へ調整依頼総括表・連絡票の提出をお願いいたします。 ※重心のレセ写しを再度提出する必要はありません。
12	重心レセ写しを間違ったデータで連合会へ提出し、患者様への支払にも影響がある場合、以下のことについて教えてください。 ①患者様へ返金したが、調整依頼を提出するのを忘れてしまった場合 ②患者様へ返金していないが、調整依頼を提出してしまった場合 ③患者様へ返金していないし、調整依頼も提出していない場合 ※連合会提出：1,000点×3割＝3,000円 返金額：300点×3割＝900円	①患者様へは、多く自動還付されたままとなります。 ※自動還付額900円多い 市町村は、多く自動還付していることとなります。 ※自動還付額900円多い ②患者様へは、少なく自動還付されたままとなります。 ※返金額900円少ない 医療機関は、多く徴収していることとなります。 ※徴収額900円多い ③患者様の金額には影響ありません。 ※患者様窓口負担額と市町村自動還付額が一致するため。 市町村は、多く自動還付していることとなります。 ※自動還付額900円多い 医療機関は、多く徴収していることとなります。 ※徴収額900円多い ※どの事例も、国保連合会及び市町村で気付くことができないため、患者様からの問い合わせにより、気付くこととなります。必要な場合は、必ず調整依頼総括表・連絡票の提出をお願いします。
13	間違って調整依頼を提出してしまった。 内容は下記のとおり。 ・H27.3/15患者様へ返金。 ・H27.4/10連合会へ調整依頼を提出。 ・H27.5/25患者様へ追加徴収。 ※実は返金する人ではなかったため、追加徴収をし直した。 今後の処理について教えてください。	・問合せをいただいた時点の、連合会及び市町村の処理状況で、医療機関等の処理が異なります。 ①国保連合会で処理中の場合・・・調整依頼は破棄させていただきます。 ②国保連合会で処理確定済の場合・・・ ・医療機関等から市町村に連絡を行い相談をしていただくこととなります。 ①市町村にて調整依頼の削除をできる場合 ・医療機関等は何もする必要がありません。(市町村の指示に従う。) ②市町村にて調整依頼の削除をできない場合 ・追加徴収の調整依頼を連合会へ提出します。 ※今回の事例は、②-②になるため、調整依頼をH27.6/10提出となります。

8. 医療機関等からの質問④

事例	質問内容	回答内容
14	重心レセ写しを間違ったデータで連合会へ提出をした。 (内容は、生活保護の人を提出してしまった。患者支払額が発生しない。) 患者様へは返金済である。 調整依頼を提出すればよいのか？	・問合せをいただいた時点の、連合会及び市町村の処理状況で、医療機関等の処理が異なります。 ①国保連合会で処理中の場合・・・重心レセ写しは返戻処理させていただきます。 ・翌月、レセプト写し返戻(調整)内訳書(重心様式第6－5号)を送付いたしますので、確認をお願いいたします。 ※調整区分『1：当月処理による返戻』が記載されます。 ②国保連合会で処理確定済の場合・・・ ・医療機関等から市町村に連絡を行い相談をしていただくこととなります。 ①市町村にて重心レセ写しの非該当処理をできる場合(自動還付処理前) ・市町村から国保連合会へ非該当処理の依頼を行います。 ・国保連合会で処理後、レセプト写し返戻(調整)内訳書(重心様式第6－5号)を送付いたしますので、確認をお願いいたします。 ※調整区分『2：市町村からの返戻』が記載されます。 ②市町村にて重心レセ写しの非該当処理をできない場合(自動還付処理後) ・返金の調整依頼を連合会へ提出します。
15	1人の患者様で、6ヶ月分の調整依頼を提出するが、調整依頼連絡票は6枚作成するのか？	・お考えのとおりです。 ・調整依頼連絡票は、診療月ごとに作成していただきます。 ・なお調整依頼総括表は、提出月を記載するため1枚となります。
16	国保連合会へ調整依頼総括表・連絡票の提出を行ったが、今後の処理の流れを教えてほしい。 ※H27.4/10に調整依頼を提出	【国保連合会→市町村】 ・H27.4月処理 国保連合会にて処理 ・H27.4月中旬 国保連合会から市町村へ情報提供 ・H27.4月末以降 市町村が患者様と還付額調整 【国保連合会→医療機関等】 ・H27.4月処理 国保連合会にて処理 ・H27.5月上旬 国保連合会から医療機関等へ情報提供 ※レセプト写し返戻(調整)内訳書(重心様式第6－5号)送付 ※医療機関等は、調整依頼の処理がされたことを確認します。 調整区分『4：窓口徴収額の増減調整』が記載されます。

【 お問い合わせ先 】

☆ 山梨県国民健康保険団体連合会
重度心身障害者係

TEL:055-223-2112

FAX:055-233-1204

【 郵送先 】

〒400-8587

山梨県甲府市蓬沢一丁目15番35号

山梨県自治会館4階

山梨県国民健康保険団体連合会
重度心身障害者係